

第七十七回国会 衆議院 予算委員会第二分科会議録 (総務省所管) 第一号

本分科会は平成二十三年二月二十三日(水曜日)委員会において、設置することに決した。

二月二十四日

本分科員は委員長長の指名で、次のとおり選任された。

二月二十四日
若泉征三君が委員長長の指名で、主査に選任された。

出席分科員
主査 若泉 征三君
稲見 哲男君
小川 淳也君
岡田 康裕君
長島 一由君
金田 勝年君
赤松 正雄君
兼務 あべ 俊子君
兼務 高橋千鶴子君

平成二十三年二月二十五日(金曜日)

午前八時三十分開議

出席分科員

主査 若泉 征三君
稲見 哲男君
小川 淳也君
岡田 康裕君
長島 一由君
金田 勝年君
赤松 正雄君
兼務 あべ 俊子君
兼務 高橋千鶴子君

分科員の異動
二月二十五日
生方 幸夫君
小川 淳也君
金田 勝年君
富田 茂之君
長島 一由君
仁木 博文君
高井 崇志君
岡田 康裕君
赤松 正雄君

補欠選任
長島 一由君
仁木 博文君
長島 忠美君
赤松 正雄君
岡田 康裕君
高井 崇志君
竹本 直一君
古屋 範子君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

政府参考人
(消防庁次長)
政府参考人
(外務省大臣官房審議官)
政府参考人
(文化庁次長)
政府参考人
(厚生労働省大臣官房審議官)
参考人
(日本放送協会専務理事)
総務委員会専門員
予算委員会専門員

同日
生方 幸夫君
小川 淳也君
金田 勝年君
富田 茂之君
長島 一由君
仁木 博文君
高井 崇志君
岡田 康裕君
赤松 正雄君

同日
生方 幸夫君
小川 淳也君
金田 勝年君
富田 茂之君
長島 一由君
仁木 博文君
高井 崇志君
岡田 康裕君
赤松 正雄君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

総務大臣 片山 善博君
内閣府副大臣 東 祥三君
総務副大臣 鈴木 克昌君
総務副大臣 平岡 秀夫君
厚生労働副大臣 小宮山洋子君
厚生労働副大臣 大塚 耕平君
防衛大臣政務官 広田 一君
政府参考人 金高 雅仁君
(警察庁刑事局長)

同日
生方 幸夫君
小川 淳也君
金田 勝年君
富田 茂之君
長島 一由君
仁木 博文君
高井 崇志君
岡田 康裕君
赤松 正雄君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

同日
株丹 達也君
須永 和男君
吉田 大輔君
唐澤 剛君
日向 英実君
白井 誠君
春日 昇君

良テレビ放送というのがあるんです。ここも今その難視聴地域の解消にしっかり取り組んでおるんですが、奈良県の場合は、近隣、大阪が圏になりますので、いわゆる広域の広域局というのがありますし、それから地方局というのもあるんですが、生駒山に広域局のアンテナが一番頂上に立っているんですね。地方局は、テレビ大阪は大阪側のちよつと下の方に、奈良テレビは奈良県側のちよつと下の方という形で、それぞれ出力も下げてやっております。

特に奈良放送の場合は、百ワットという出力でやっている関係で、届く範囲が若干限られるというふうなことがあって、デジタル移行に關しての調査を進めていくと、奈良テレビ放送だけが見えない場所というのが、本来、平野のほうである奈良盆地の中にも出現をしていくということで、苦慮しております。

私も技術的なことは余りよくわかりませんが、いろいろ、出力を上げたら多少、当然その届く範囲というのはふえるし強力的になってくるので、そのことによつても、相当量、難視聴の地域というのはカバーできるということのようなんですが、ほかの、県外の局とか、いろいろな手続等があるみたいなんです。

そういった意味において、完全実施が速やかに行われるような観点で県民の利益を図るといふことでの方策、出力を最低限ぐらゐ上げるとか、そういったようなことができないかどうか、お尋ねをして、質問の最後にしたと思います。

○片山国務大臣 デジタル化に伴います難視聴の解消ということについてはいろいろな取り組みをしております、議員がおっしゃったようなケーブルテレビの利用ということも有力な手法だろうと思ひます。

これに対しては、ケーブルテレビに対して必要な支援を行つてきたり、そのこともあって、ケーブルテレビの末端料金といふことが利用料をできるだけ低く抑えるようにという要請などもしております。

その他難視聴として残りそうな地域というのは、それは別途、これは一般的な、全国的な施策でありますけれども、共聴施設などをつくつていただくように慫慂して、それに対して必要な支援をしていく、こういうことでもあります。それで、ぜひその課題を解決したいと思つております。

別途、既存のテレビ放送の電波の出力の問題の御提起もありましたけれども、これはまた地デジ化とはちよつと別の観点から、電波のすみ分けとかそういう課題もありますので、今、一概には論じられない問題だと思ひます。

○大西(孝)分科員 どうもありがとうございます。次に、三宅雪子君。

○三宅分科員 民主党、三宅雪子でございます。所属委員会は厚生労働委員会でございますけれども、一けたのテレビ局の出身でございます、今回は、ぜひ片山大臣に総務委員会でご質問させていただきますたいと総務委員会でご質問いたしました。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

まず最初に、地域主権についてでございます。平成二十三年度は一括交付金五千二百二十億円が都道府県に計上されました。これは片山大臣の強力なリーダーシップのたまものだと思つております。そして、平成二十四年度はこの枠をさらに一兆円まで広げる方針だと思ひますけれども、そうなりますと、市町村への割り振りの問題が出てきますが、この件につきましてどのようにお考えでしょうか。

○片山国務大臣 まず、地域主権改革の一環といひまして、いわゆる一括交付金化というのを今進めるべく、今回の予算にもおおよそ五千億円の強の予算を計上しております。これは、当面、初年度は都道府県分のハード事業に係る国庫補助金の自由度を増す、そういう観点でやっております。

これについては、私の労をねぎらつていただきましたけれども、正直言いますと、これは管総理

が本当に真剣に各担当大臣の皆さん方にハッパをかけていただいたということのおかげであります。当初二十八億円ということでは各省から事務的には協力が得られることになったんですけれども、たつたの二十八億円だったんですけれども、それが最後五千億円を超えることになりましたのは、ひとえに総理のリーダーシップだろうと私は思つて、感謝を申し上げておるところであります。

先ほど言いましたように、とりあえず五千億円は都道府県分のハード、これを翌年度から、二十四年度からは市町村分にも拡大をしたいということで、これから検討を始めます。

なぜ市町村分をおくられたかというのは、今議員が問題提起された問題意識があるからでありまして、都道府県分の場合には四十七のユニットでありません。個々の事業をとつてみますと多少の変動はありますけれども、道路とか河川とか農業土木関係とかいろいろな事業があつて、大体、都道府県の場合にはそんなに大きな変動はありません。ですから一括化になじみやすいんですけれども、市町村の場合には、一つの事業、例えば下水道事業をやつてるときは非常に事業量がかさみますけれども、それが終息すると事業量は小さくなる、こういう大きな変動要因があります。

それから、財政力にも大変大きな差があります。そうしますと、一括交付金化をするときに、都道府県分とは同列にはなかなか論じられない面がありまして、もつときめ細かく既存の補助金の種類なんかも選定をする必要があるのではないかとということもありまして、これは、拙速を避ける意味で時間をかけて検討したいということ、一年おくらせることにした次第です。

○三宅分科員 ありがとうございます。その一方、地域間格差が決して出てきてはいけない分野があると私は思つております。その最たるものが福祉の分野だといふふうに思つておりますけれども、私は、生まれた場所、住んでいる場所、地域サービス、福祉サービスに大きな違い

が出てきてしまつてはいけないといふふうに思つております。そういう意味では、一括交付金といふながらも、国はある程度は関与していくことが必要なのではないか、そのように思つておりますが、大臣の考えを教えてください。

○片山国務大臣 それはおっしゃるとおりであります。自由になつてと言つとちよつと言ひ過ぎかもしれませんが、自治体の自由な財政運営に任せていい分野も当然多くありますけれども、やはり国として、最低限これだけは確保していただきたいというのがあります。例えば義務教育でありますとか、それから福祉にもその分野は多いと思ひます。

これについては、その担保する手法というのは幾つかあるわけですが、一つは、法律によつて義務づけをする、例えば義務教育ですと六・三制をちゃんと守つてくださるか、そういう基本的なことを法律でもって義務づけるといふことがあります。もちろん、それに対しては財源が必要でありますので、その法律を守つてもらうための財源というものをきちつと自治体が工面できるような仕掛けをつくらなきゃいけない。その仕掛けをつくるのは、これは幾つか種類がありまして、補助金という形で、それにしか使えない形で配分するといふ手もありますし、別途、地方税とか地方交付税などの地方自治体の一般財源が、その事業を賄えるだけの余裕を持つて自治体が調達できる、そういう枠組みとか環境をつくつてあげるといふのも国の責務だろうと思ひます。

ですから、今申し上げたような法律的な手法と財源の確保ができるような仕組みをつくるということが国の責務ですけれども、そういう形で、どうしても国として守つてもらわなきゃいけないものはちゃんと自治体で実施しなければいけない、かつ実施できる、そういうことに今までもなつておりますし、これからは、地域主権改革の時代であつても、それは確保して担保しなければいけない

と思います。
○三宅分科員 大変安心いたしました。ありがとうございます。
では、ICTに関して質問をさせていただきますと思います。

厚生労働委員であります私は医療クラウドの問題に大変関心がございます。現在の医療費は三十四兆円を超えておりますけれども、医療費のこれ以上の上昇を防ぐためには、日本じゅうの病院が全部共通の電子カルテ、そして医療データベースに繋がることがいずれば必要になってくるというふうに思っております。そのことが医療の費用の構造を変えて、また遠隔地の患者さん、島に住んでいる患者さんいらっしゃると思いますが、そういう方々の来院の必要性が緩和されて、大変利便性が高くなっていくのではないかとこのように思っておりますが、この医療クラウドについて、副大臣はどのようにお考えでしょうか。

○平岡副大臣 今委員が御指摘になりましたように、ICTの分野については、さまざまな分野で利活用を進めていくということが国民の利便も高まり、また、あるいは経済成長につながりというふうなことで、いろいろ取り組んでいるわけであります。
医療分野におきましても、ICTの果たす役割というのはますます重要になってきているというふうには認識しております。御指摘の医療クラウドにつきましても、各個人とかあるいは各医療機関が保有している医療健康情報が一つの情報基盤の上で電子的に活用、共用されることによって、医療サービスの水準の向上、医療費の適正化とともに、遠隔医療の実施拡大にも寄与するというふうには認識をしております。

その一方で、また医療情報については、非常にプライバシー性の高い情報でもありますので、情報の漏えいとか改ざんなどに対応した安全な情報管理が不可欠であるというふうにも思っております。
そういう認識に立ちまして、総務省でも、関係

する省庁と一緒にいろいろなことに取り組んでおりまして、例えば、平成二十一年七月に、厚生労働省の協力を得まして、ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う場合に求められる責任、要求事項などを規定したガイドラインを策定させていただきましたというところでございます。

また、平成二十年度から三年度間、二十一年度、今年度までにわたって、厚生労働省、経済産業省と連携いたしまして、医療健康情報の電子的管理、活用について実証実験を行って、必要なセキュリティ要件などを検証してきたというところでございます。これは沖縄県の浦添市でやらせていただいたというところでございます。

総務省としては、これまでの取り組みの成果を踏まえまして、来年度以降も引き続き関係省庁と連携して、安心、安全かつ広域的な医療健康情報流通基盤、いわゆる医療クラウドの普及、推進に取り組んでまいりたいと考えているところであります。

○三宅分科員 平岡副大臣の大変すばらしい危機予知能力で次の質問のお答えも既にしていただいたもので、一つ質問を飛ばしたいというふうには思っております。

今の質問にも関係することでございますけれども、世界的内部告発サイト、ウイキリークスの問題が現在世間を騒がせております。私もこの本を購入いたしました。この本の帯には、これは正義のジャーナリズムか、史上最悪の情報テロかというふうに書いてありました。国民の知る権利はもちろん保障されなければいけないものですけれども、一方、絶対に守らなければいけないものもあるというふうには私は国会議員として思っております。

ウイキリークスが一部の人々には大変な称賛を受けているわけでございますけれども、そういった状況について、大臣はどのようなふうにお考えですか。
○片山国務大臣 これは幾つかの論点があると思

一つは、ウイキリークスというのは情報を載ける媒体でありますけれども、もともとの情報のもと、源から流出をさせるといいますか、漏えいをさせる、そういう主体がいるはずであります。ウイキリークスが情報をつくるわけではありませぬし、保管しておりますから。

そうしますと、専ら、政府機関とか公的機関で、そもそも守秘義務がかかっている、漏えいさせていけない情報をウイキリークスに載つければ、そういう主体がいるわけで、そこは恐らく、守秘義務のかかっている情報を流出させたのであれば、例えば、日本の法体系でいいますと、秘密漏えい罪、公務員の守秘義務違反という問題が起ころうと思っております。これは、どんなに正義感があったとしても、独善に陥る可能性は十分あるわけでありますから、やはり法律はきちっと守るということ。独善主義でもって、これは守らなくていいんだなというところは、手勝手、身勝手はいけません。問題だと私は思います。これが一つです。

もう一つは、ウイキリークス自体ですけれども、通信の技術でありますとか、それから活動の範囲が非常に拡大した今日において、通信の自由を行なうことによって、思わぬ副作用とかデメリットを社会やあるいは個人、企業に対して及ぼす可能性があるわけであります。これも、法治主義の中で、厳密に言いますと、法律で規制されていなければいけません。法律で規制されていなければいけません。法律で規制されていなければいけません。法律で規制されていなければいけません。

この種の分野というのは、何でもかんでも規制でがんじがらめにするというのは必ずしも本来の姿ではないと思っておりますので、できれば規制がない状態であつてもちゃんとおのずから常識的な

運営がなされるべき、それをとりあえずは期待したいと思っております。
○三宅分科員 私も全く大臣がおっしゃるとおりだというふうには思います。

この件は、従業員の企業に対する、そして自分が所属する会社などに対する忠誠心に関連することだというふうにも思っております。幸い日本からは今は直接的な漏えいは起きていないというふうには承知しております。今後そのようなことがないことを祈っております。

次の質問でございます。
一年にわたって終了したというふうには聞いておりませんが、今後のICT分野における権利保障のあり方を考える大変重要なフォーラムだったというふうには聞いております。この場でまとめられた報告書は今後どのように生かされていくのか、具体的に教えていただけますでしょうか。
○片山国務大臣 ICT権利保障フォーラムは、政権交代がなされた後に、私の前任の原口総務大臣のときにつくられたものでありまして、私は、就任したとき、もう既に終盤に差しかかっていましたので、自分自身も議論に加わったのでありますけれども、今は終わりの段階で加わりませんでした。

もともとは、これもトレースしてみますと、放送の自由とか情報通信の自由を守るために、例えばアメリカにありますような独立行政委員会での種の分野を行政機関としては取り扱うということも考えられるのではないかとこのことでもう始まったようでありましたが、議論を重ねていく過程で、そういう独立した規制官庁をつくるのではなくて、むしろ、放送事業者とかそういう関係者の自主的な努力によって、放送、表現の自由、それから言論の自由を守っていくべきだという方向に変わりました。したがって、その分野で、差し当たって何か具体的に今機関をつくらうとかということにはなっておりません。

あと、例えば、これはウイキリークスの御質問とも関連するんですけども、通信の自由があつて、通信の媒体といえますか、技術が非常に進んできますと、おのずからそこで、例えば他人の権利を侵害するという可能性も出てくるけれども、それをどうするのか。では、それを規制ということできちっと網をかけるのかといった議論もなされたんですけども、これも、とりあえず、差し当たっては、関係者の自主的な努力によってそういう他者の権利侵害との間の調整は図っていくべきだ。そのために、放送事業者とか通信事業者とか関係者、国民に至るまで、リテラシーを高めるというか、この種の分野に対する自覚と認識を高めて自律性を持ってもらう、こういうことになつております。

したがって、具体的に何をするのかという御質問なんですけれども、今差し当たって、そういう意味での何か法制度をつくるのか機関をつくるという具体的な取り組みは当面ありません。ありませんが、さつき言いましたように、国民の間のリテラシーを高めていただくとか、それから関係者とか関係団体とか関係業界の皆さんの自主的な取り組みを促していく、こういう作業があります。いわば、政治学の用語で言いますと、ガバナングという、そういう上からガバナンスしていくんじゃないかと、最近の用語で言いますと、ガバナンスというのがあるんですけども、自主的な取り組みによって秩序を守ったり、守るべき法的価値を擁護していったりしよう、そういう取り組みの方を重視しよう、そのための環境づくりとか意識啓発なんかをやっていくというものが当面の総務省の仕事ではないかというふうに、このフォーラムの結論からは得ているところであります。

○三宅分科員 この会議におきましては、十一回にわたり、二十数人の委員によりまして会議が持たれたというふうに聞いております。

こうした省庁の主催する会議は数々あるわけですから、それだけ国民の税金と多大なる時間を使っているわけですから、その成果をすぐに役

立てていただくことをお願いしつつ、次の質問に移らせていただきます。

次は、消防団、救急車のあり方についてでございます。

実は、この質問は昨年も原口大臣にさせていたんですが、私自身は議員になる直前まで企業消防団の一員でございました。

近年、犯罪の多様化、そして自然災害の発生によりまして、地域に密着して活動している消防団員の存在は本当にますます重要になってくるというふうに思っております。

しかし、消防庁が目標としていた百万人はおろか、八十九万人を切るというような状態で、昭和二十七年ぐらいがピークなんですけれども、ピークの二百九万人に比べて大変激減しているというのが現状でございます。

また、それを防ぐためにだつたのかどうかかわかりませんが、私のように、私はたまたま住んでる場所と会社の場所が同じだったのでよかつたんですけれども、地域の企業から消防団員を出してもらうという制度が徐々に各都道府県で始まりました。しかし、こういった政策を打つても、それでもまだ減少は歯どめがかかつておりません。

また、先ほど申し上げたとおり、企業消防団員の場合は、住んでいる場所と会社の場所が違うというところで、例えば、会社の場所が永田町で、住んでいる場所が例えば調布であったときに、永田町で火事があったといつて呼び出しを夜中に受けても、駆けつけることができないわけなんです。私の場合は駆けつけられましたので、問題はなかつたんですけれども。

こういった消防団員の減少を食い止めるためにはどのようなことをしたらいいと大臣はお思いでしょうか。

○片山国務大臣 幾つかの論点が考えられると思

います。おっしゃったように、消防団員が、昔は仕事の場所と生活の拠点とがほぼ一致しておりましたの

で、地域で消防団を得やすいといえますか、消防団になりやすいといふことはあつたと思ひます。ところが、今は職場が非常に遠くなって、生活の場所との間に距離がありますので、いざというときに自分の住んでいる生活の拠点まで戻れないということがあるものだから、消防団の存在というものが昔とは非常に変わつてまいりました。

そこで、何が必要かといふと、一つは、地域では、昼間おられる方、例えば、地域によって事情は違いますが、私が知事をやつておりました鳥取県などでは、やはりそうはいつても女性がおられる確率が高いものだから、女性の方に地域の消防団員になっていただくということ、その取り組みもやりました。

それから、職場では、職住近接ならばまあいいですけれども、そうでない方が多いですから、職場単位の、事業所単位の消防団組織というものをつくつてくれないかといふことを働きかけまして、これはなかなか進みませんでした。

それから、自分の実際の取り組みまして、県庁でも自衛消防隊のようなものを組織しまして、実際に県庁の近くで起こつた民家の火災を消したとめたことも実はあつたんですけれども、同時に、私は、県庁の職員の方々に、ぜひ自分たちの地域で役割を果たしてもらいたい、できる範囲内で、消防団をできる人は消防団をやつてください、それから町内会の活動ができる人は町内会の活動をやつてくださいといふことで、地域における一人一役運動といふのをやりました、その一環として消防団にもぜひ入ってもらいたい、こういうことをやりました。

あと、私が最近気になっておりますのは、消防団の処遇というものが必ずしも適正でないのではないか。

調べてみますと、消防団員の報酬というものが非常に低位に置かれてる。そのことがやはり、だからというわけではありませんが、少し消防団になろうかというモチベーションを下げて

いるのではないかとことも気になっておりまして、これから自治体に対して、市町村長さんなどに対して、消防団の団員の皆さんの処遇というものをもう少し改めて考え直すことが必要ではないですかということも啓発をしていきたいと考えているところであります。

○三宅分科員 ありがとうございます。

そして、原因の一つに、定年制がない地域が大変多く、団員の高齢化が大変進んでいて、その一方、若い人の入団があえていないというようなことがあると言われております。

ちなみに、最高齢の消防団員が何歳なのか、御存じでしょうか。

○鈴木(宏)副大臣 それでは、それは私の方からお答えさせていただきます。

私も勉強不足で実は知らなかつたんですけれども、現在八十三歳だそうであります。

ちなみに、関連で、今六十歳以上の消防団員が三万二千人みえるということでございます。

○三宅分科員 ありがとうございます。熱心に地域の安全を守つてくださっている御高齢の方には深い感謝の気持ちを持つ一方、やはり若い人にも、ぜひ地域コミュニティの活性化にもつながる消防団への参加を望みたいと思ひます。

次の質問に移させていただきます。

次に、救急車の出動回数の問題について話題を移したいと思ひますけれども、つい最近、私も出動回数を一台ふやしてしまいましたので、これをまずおわび申し上げたいというふうに思ひます。救急車を呼んだ方がいいのかどうか悩んでいる人のための相談窓口、そういったもの設立によりまして、一昨年は救急車の出動台数が大幅に減少したように、私は数字上は見受けられませんでした。

その一方、また、ことは若干上昇に転じております。なかなか出動件数が思うように減らないというの問題があると思うんですけども、やはりモラル低下の問題もあり、また現場の方も、もしここで救急車を出さずに何かあつたときには

困る、そういったような気持ちもあるように私は感じます。

消防庁のデータによりますと、実際に病院に運んでみると、救急車での搬送の必要はなかった方というのが五〇%ほどに上るといふふう聞いております。この数を減らしていかないと、本当の重症の患者の方、そして大規模災害が起きた際に影響が出てきて困ってしまうことになるというふうに思います。

そのためにも、トリアージの重要性がますます高まっていくわけでございますけれども、今後どのように改善していこうというふうにお思いでしょうか。

○鈴木(克)副大臣 この件も私の方から御答弁させていただきますが、今委員おっしゃったように、平成二十二年で五百四十六万件ということでありまして、このような状況がずっと続く、二〇三〇年には六百九万件という途方もない救急出動というのを考えられてまいります。

したがって、御指摘のように、トリアージと申しますか、このことをきちっとやっていかなきゃならないということで、要するに、一一九番の段階でどんな状況ですかというようにを少し詳しくお伺いして、だったら別の方法をというようなこともやられておるやに伺っておりますし、それから、現場で、救急車で搬送せずに、別の車で行かれたらどうですかというようなこともやっておるといふことも聞いております。

いずれにいたしましても、救える命を確実に救うということのためにも、本当に必要な方のために救急作業をやっていただかなきゃいけないというところはこれからの大きな課題である、このように考えております。

○三宅分科員 それでは、お時間ですので、最後の質問にさせていただきますというふうにお聞きします。

光の道構想についてでございます。
二〇一五年までに日本じゅうの家庭で超高速ブロードバンドを利用できるようにする光の道構想

の三つの柱があるというふうに思うんですけども、まず第一が基盤整備、二番目が事業者間の適切な競争、そして三つ目が規制緩和、この三つだというふうな思っておりますけれども、このうち、規制緩和の進捗状況が私は大変気になります。登記の手続、そしてデジタル教科書、医療品の販売など、政府と一体となって議論を進めるべきものが多いというところは承知しておりますが、総務省内での今後のスケジュールについて、教えてくださいいただけますでしょうか。

○平岡副大臣 総務省としては、光の道構想においては、利活用の拡大というものが今求められているというふうな考えており、その障害となっているものの中に、委員御指摘のような利活用を阻む規制制度というふうなものがあるということ、これを徹底的に見直しをしようという姿勢でおりますけれども、実はこれは、御案内のように、政府の成長戦略とか、あるいは新たな情報通信技術戦略の中で、IT戦略本部の中で、総合的に政府全体として取り組んでいこうという姿勢でやっております。

それに総務省としても協力をしているわけでありまして、いかんせん、大変たくさん項目もあり、いろいろ調整しなければならぬということがあるので、IT戦略本部での作業というのは、ちよつと我々から見ると、進捗率としては、必ずしも十分ではないのかなというふうにも思っております。

しかし、いずれにしても、総務省としても、IT戦略本部と協力しながら、できるだけ早く、そうした利活用を阻むような規制とか制度等を見直していくことをやっていきたいというふうな考えております。

○三宅分科員 ありがとうございます。大変御丁寧な御答弁、感謝しております。
ありがとうございます。

○若泉主査 これにて三宅雪子君の質疑は終了いたしました。
次に、質疑予定者の出席が得られません。

御出席を要請いたさめますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。
速記をとめてください。

(速記中止)

○若泉主査 速記を起こしてください。

御出席を何度か要請いたしておりますが、残念ながら、御出席が得られません。
この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十八分休憩

午後五時開議

○若泉主査 休憩前に引き続き会議を開きます。
これにて本分科会の審査はすべて終了いたしました。
これにて散会いたします。

午後五時一分散会